

令和4年度 一般選抜問題 1期 【2日目】

政治・経済

1

次の文章を読んで、下記の問いに答えなさい。

(34点)

国の一定期間の対外経済取引の収支を示したものが国際収支であり、国際収支は「経常収支」、「ア」等収支、「金融収支」、「イ」^{だつろう}脱漏」で構成される。

経常収支は、財貨・サービスの国際取引を示す貿易・サービス収支、国際間の雇用者報酬と利子・配当金などといった投資収益を示す第一次「ウ」収支、「エ」援助・国際機関への分担金や労働者送金などの第二次「ウ」収支からなる。

経常収支は国内総生産と内需（消費＋投資＋「エ」支出）の関係で決まる。内需が国内総生産を上回ると経常収支が「1」となり、内需が国内総生産を下回ると経常収支が「2」となる。経常収支が「3」になると、その分を埋め合わせるために外国から借りることになり、海外純債務が増加して金融収支が「4」になる。経常収支が「5」になると、その分を運用するために海外に貸し出し、対外純資産が増加して金融収支が「6」になる。

貿易収支は、輸出額と輸入額の差額、サービス収支は輸送・旅行・金融などのサービスの収支で、ともに輸出超過ならば「7」になる。日本は貿易収支が黒字で定着していたが、2011年の東日本大震災後は赤字を計上することも珍しくなくなった。輸出の内容は1960年代の「A」から70年代の「B」、近年は「C」に移行している。輸入は「D」・原料・石油などが多かったが、近年は国際分業の進展で「C」類の輸入が増えている。

日本では1960年代前半まで景気拡大の中で貿易収支が「8」になることがあり、外貨不足への懸念から景気を抑制する必要があった。国際収支の赤字が続けば外貨準備が枯渇し、円から他通貨への交換に^(a)応じることができなくなる可能性が高まることから、固定相場を維持するために、国際収支の赤字を放置できなくなった。

「ア」等収支は、対価の受領の伴わない固定資産の提供や債務免除が計上される。具体的には、道路や港湾など政府が途上国に行う資本形成の援助、債権者による債務の免除などの収支があげられる。

金融収支は海外工場の建設などに関わる直接投資、株式・債券などへの投資である

証券投資、金融派生商品および貸付・借入などのその他投資、政府や日本銀行などの通貨当局が保有する、すぐに利用可能な対外資産の増減を表す外貨準備からなる。

1980年代の外国為替相場の を背景に日本企業が海外に進出すると、外国への直接投資や証券投資をとおして対外資産が蓄積された。この時期、直接投資や証券投資から配当や利子をうけとることができ、第一次所得収支の黒字が増大した。

経常収支と 等収支の合計から金融収支を引くと理論的にはプラスマイナスゼロになるが、実際には差額が生じることから「 ^{だつろう}脱漏」がある。

問1 空欄 ～ に入る適切な語句を答えなさい。

問2 空欄 ～ に、プラス（黒字）かマイナス（赤字）のいずれかを記入しなさい。

問3 空欄 ～ に入る適切な語句を、下記の選択肢から1つ選び、記号で答えなさい。

ア. 医薬品 イ. 鉄鋼 ウ. 木材パルプ エ. 機械

オ. 衣類 カ. 食料 キ. 亜鉛 ク. 陶磁製品

ケ. 繊維 コ. プラスチック製品

問4 下線部(a)に関し、こうした状況を表す下記の言葉の空欄に入る漢字2文字を記入しなさい。

国際収支の

2

次の文章を読んで、下記の問いに答えなさい。

(33点)

ヨーロッパ各国では「貴族または人民に固有の権利」として説明されることが多かった人権の概念について、明治の中ごろに制定された [1] 憲法は、「 [2] によって恩恵的に与えられる [3] の権利」という理論構成を採用していた。そして多くの場合、「法律の認める範囲内で保障する」という趣旨の文言、すなわち「法律の [4] 」を併せて規定していたため、現代では特に後者について批判が強い。しかし法律学的に見ると、この文言は「法律の形式に依らなければ人民の権利を制約できない」ということを確認的に規定しているに過ぎない。「不当な立法に対する民選議院の [5] *¹こそが人民の権利を保護する」という考え方が、当時の国際的通説であったことにも留意する必要がある。

もっとも、その民選議院たる [6] の権限にも制約は多かった。また帝国議会に置かれた [7] は [6] と対等で、しばしば「民意」に抵抗した。 [2] に任命される国務各大臣は帝国議会に対する責任を負わなかったため、 [8] 監視機能も低かった。しかし少なくとも、 [9] *²と法律について [6] は [5] を握っていた。これらの審議を通じて、 [10] を国是とする藩閥政府に妥協を迫り、あるいは [11] に影響を及ぼすことも、実際にはしばしば可能であった。

※1 法律案を否決することも議院・議会の権限である。

※2 議会の承認を得られない場合、前年度と同様に財政を運営する権限が政府には認められていたが、積極財政の必要に迫られる政府にとって、あまり実効的なものではなかった。

問1 空欄 ～ に入る適切な語句を、下記の選択肢から1つ選び、
記号で答えなさい。

- ア. 陸海軍 イ. 日本国 ウ. 決算 エ. 天皇 オ. 大審院
カ. 留置 キ. 拒否権 ク. 人事院 ケ. 市民 コ. 行政
サ. 解除権 シ. 立法 ス. 予算 セ. 八紘一字 ソ. 欧米列強
タ. 大日本帝国 チ. 教皇 ツ. 国民 テ. 留保 ト. 取消権
ナ. 枢密院 ニ. 司法 ヌ. 条約批准 ネ. 民力休養 ノ. 衆議院
ハ. 破棄院 ヒ. 皇帝 フ. 富国強兵 ヘ. 留任 ホ. 国際連盟
マ. 臣民 ミ. 首班指名 ム. 満洲国 メ. 参議院 モ. 貴族院

3

次の文章を読んで、下記の問いに答えなさい。

(33点)

日本の労使慣行にはいくつかの特徴があるといわれている。

企業は [1] 一括採用を行い、労働者はいったん企業に雇用されると、定年まで勤めることができる。この制度のことを [2] 制という。

また多くの日本企業では、定年まで勤めることを前提に賃金体系が定められている。勤続年数に応じて賃金や地位が上がっていく賃金体系のことを [3] 型賃金という。

日本の労働組合も独特の形態となっている。日本では企業ごとにその企業の正規労働者で構成される労働組合がある。このように企業ごとに組織される労働組合のことを企業別労働組合と呼ぶ。一方、欧米の労働組合は、日本とは異なる形態を取っている。^(a)

これらの日本的労使慣行は、かつては日本経済の強みとして世界から注目を集めていたが、バブル経済の崩壊や経済のグローバル化などで企業間競争が激しくなると、見直しを迫られるようになった。

まず賃金の仕組みが変わった。多くの企業で、勤続年数に応じて賃金が上昇する仕組みに代わり、新しい形の賃金制度^(b)が導入されるようになった。

また、企業は賃金を抑制するために、正規労働者に代わり非正規労働者の割合^(c)を増やすようになった。

このように日本的労使慣行が見直されたことに伴い、その弊害も指摘されるようになった。例えば、非正規労働者が増えたことにより、正規労働者と非正規労働者の格差が広がるという結果を招いた。

過労死やサービス残業の増加も大きな問題となったことから、2018年には、長時間労働の是正や多様な労働形態の実現を目指す [4] 改革関連法が制定された。

一方、女性の職場進出がめざましい状況を受け、1997年に [5] 均等法が改正された。この改正により、雇用の分野における男女差別^(d)が禁止された。

問1 空欄 ～ に入る適切な語句を答えなさい。

問2 下線部(a)に関し、欧米の労働組合は一般にどのような形態が取られているか、主なものを2つ答えなさい。

問3 下線部(b)の新しい形の賃金制度にはどのようなものがあるか、例を1つ答えなさい。

問4 下線部(c)に関し、非正規雇用にはどのような形態があるか、例を2つ答えなさい。

問5 下線部(d)に関し、雇用において禁止されている男女差別にはどのようなものがあるか、3つ答えなさい。